

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	ひとり親等の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、ひとり親等の医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福島県南相馬市長

公表日

令和7年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親等の医療費助成に関する事務
②事務の概要	南相馬市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定及び南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成18年南相馬市条例第112号)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給資格の登録及び喪失 ・受給資格証の交付 ・住所、氏名、健康保険、金融機関の変更 ・医療費助成金の支給及び返還 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、ひとり親等の医療費助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. ひとり親医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 窓口支援システム 5. ガバメントクラウド(AMAZON WEB SERVICE)
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親等の医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)第4条及び別表第2 18の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ・条例第4条別表第2の表 18の項 ・南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(令和2年南相馬市規則第13号)第3条別表第2 18の項 (2)情報提供の根拠 なし(ひとり親等の医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所：福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話：0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail：somu@city.minamisoma.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号975-8686 南相馬市役所復興企画部デジタル推進課 住所：福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話：0244-24-5213 ファックス0244-24-5214 E-mail：digital@city.minamisoma.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市側のシステムにおいて照会・操作を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、対策は十分に行っているものと考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	南相馬市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定及び南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給資格の登録及び喪失 ・受給資格証の交付 ・住所、氏名、健康保険、金融機関の変更 ・医療費助成金の支給及び返還 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、ひとり親等の医療費助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	南相馬市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）の規定及び南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成18年南相馬市条例第112号）に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給資格の登録及び喪失 ・受給資格証の交付 ・住所、氏名、健康保険、金融機関の変更 ・医療費助成金の支給及び返還 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、ひとり親等の医療費助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項 2. 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年9月28日条例第28号） 第4条、別表第2第18項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号及び南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(1)情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限） ・条例第4条別表第2の表 18の項 ・南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（令和2年南相馬市規則第13号）第3条別表第2 18の項 (2)情報提供の根拠 なし（ひとり親等の医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. ひとり親医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. ひとり親医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 窓口支援システム 5. ガバメントクラウド（AMAZON WEB SERVICE）	事後	
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者 いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年4月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式改正に伴う追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		市側のシステムにおいて照会・操作を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、対策は十分に行っているものと考えられる。	事後	様式改正に伴う追加